

添付法令資料 3 :

統合海上運輸電子システム (SEHATI) による海上交通サービスに係る
公共サービスの実施に関する2024年9月3日付
インドネシア共和国運輸大臣規則No. 19 (目次)
同月23日施行

- 第1章 総則 (第1条ないし第5条)
第2章 SEHATI による公共サービス (第6条ないし第9条)
第3章 SEHATI のセキュリティ保証及びアプリケーション開発 (第10条及び第11条)
第4章 SEHATI の利用者の義務 (第12条)
第5章 行政処分 (第13条及び第14条)
第6章 雑則 (第15条ないし第17条)
第7章 経過規定 (第18条)
第8章 終則 (第19条)